

東京電力の対応に問題のある事例の和解契約書及び審理経過の公表について（事例5）

1 事案の概要

本件事故当時、自主的避難等対象区域に居住していた申立人ら（両親及びその子）が、子の通学していた専修学校が警戒区域（双葉町）にあり、本件事故後閉鎖されたため、学業を継続するために転校することを余儀なくされたことから、転校に伴う実費等の賠償を求めた事例。

2 審理経過の特徴

- ・ 仲介委員が、被申立人に対し、転校に伴う実費等を中間指針第3－8（「政府による避難等の指示等に係る損害について」「就労不能等に伴う損害」）に基づいて検討するよう指示したところ、被申立人が「通学していた学校が警戒区域内にあったため、本件事故により転校を余儀なくされた場合について、中間指針や追補等に何ら定めはありません。」として、仲介委員の指示を拒否（自主的避難の8万のみ賠償と主張）。
- ・ 被申立人が、不当に認否を1か月遅延させた。

3 審理の経過

24.2.22 申立ての受付

24.3.22 被申立人の答弁書提出（別紙1 全損害項目について認否留保しつつ、自主的避難の8万のみ賠償と主張）

24.4.6 仲介委員による合議（パネル協議期日）

24.5.28 調査官から被申立人代理人に対し、書類を送付（別紙2）。
通学先が警戒区域内にあったために転校を余儀なくされたので、転校に伴う実費等は原則として賠償されると解する余地があるとの仲介委員の心証を書面で開示。
また、これらの資料が揃えば損害項目の大半について認否することは十分可能であるため、留保している認否を明らかにするよう指示。回答期限6月15日。

24.6.18 被申立人意見書（別紙3 「通学していた学校が警戒区域内にあったため、本件事故により転校を余儀なくされた場合について、中間指針や追補等には何ら定めはありません。」、「本件事故により生活の糧となる収入が減少、あるいは完全に断たれたという関係にはありません。したがって、上記中間指針を本件において類推適用することも理論的に困難だと考えます。」）
また、留保していた認否が明らかにされることもなかった。

24.6.19 第1回口頭審理期日

仲介委員から被申立人に対し、上記被申立人意見書の考え方は誤っていることを伝えるとともに、再度、認否を明らかにするよう指示。回答期限7月13日。

24.7.6 センターが「東京電力株式会社の対応に問題のある事例」を、総括委員会所見とともに公表。

24.7.13 被申立人主張書面（1）（被申立人が認否。転校に伴う実費等を認める。）

24.7.27 被申立人主張書面（2）（被申立人が追加認否）

24.8.23 和解契約成立（別紙4）